

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月8日

京都市長 松井孝治

京都市規則第27号

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に改める。

第9条第5項第3号中「第2条第16項」を「第2条第17項」に改め、同項第5号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第147条第1号イ」を「第151条第1号イ」に改める。

第10条第1号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改める。

第12条中「第145条第1項」を「第149条第1項」に改める。

第22条ただし書中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第18条各号」を「第20条各号」に改める。

第34条第1号及び第37条ただし書中「第18条各号」を「第20条各号」に改める。

第41条第2項中「第18条第2項」の右に「若しくは第4項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第22条の改正規定（「第18条各号」を「第20条各号」に改める部分に限る。）並びに第34条及び第37条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)